

あいかわ

A I K A W A



編集・発行 / 愛川町総務部総務課
〒243-0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田 251-1
☎ 046-285-2111 (代)
FAX 046-286-5021
HP



イチリンソウ

寒い冬が過ぎ去り、
待ちわびた
春の息吹が聞こえてきます。



タチツボスミレ



フキノトウ

里山の散策に出掛けませんか。写真は
いずれも町内で見られる植物です。でも、
抜き取らないでくださいね。
みんな豊かな自然の一員です。



ウラシマソウ



ムラサキハナナ



カタクリ



シロバナタンポポ

もくじ

- 特集 みんなで守る環境美化のまち条例 2
- 町政情報館 住民課特別休日窓口 5
- インフォメーション 保健ガイド平成 24 年度年間予定 10
- インフォメーション 12
- みんなのサポセン おはなしなごなど 18
- 図書カードが当たるお楽しみクイズ 18
- 愛川トピックス 19

4月1日施行 愛川町みんなで守る 環境美化のまち条例

近年、生活形態の変化やモラルの低下などにより、身近な生活環境に悪影響を及ぼす行為が増えてきました。

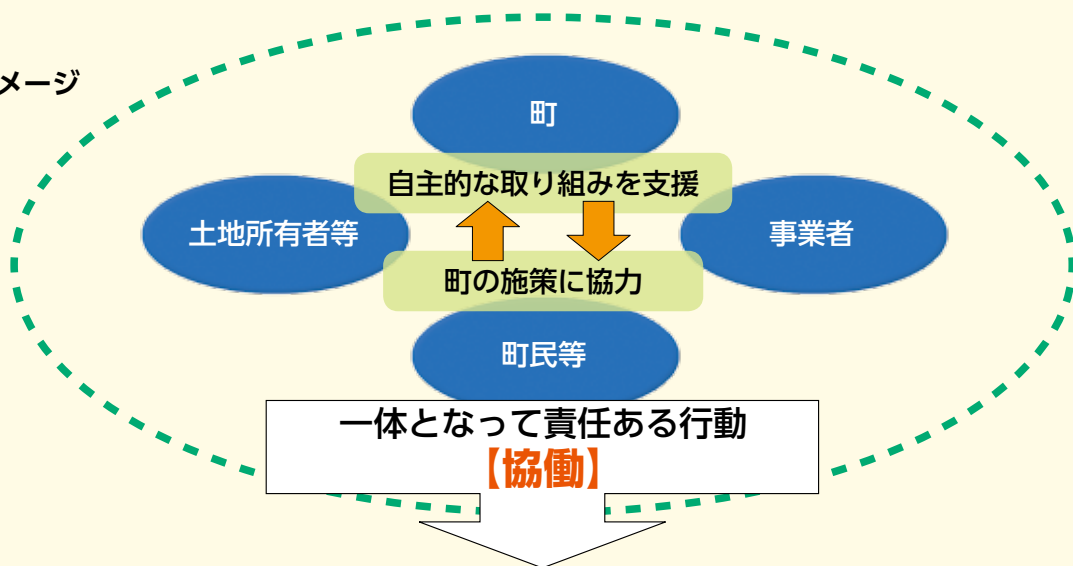
ポイ捨て、落書き、バーベキューの後の調理くずなどの放置。4月1日から、従来の法律では対応が困難だったこのような迷惑行為に対する罰則規定などを定めた「愛川町みんなで守る環境美化のまち条例」がスタートします。

この条例には、禁止される行為、守らなくてはならない項目などがあります。みんなで愛川町の環境を守り、住みよいまちづくりを進めましょう。

問 環境課環境対策班 ☎ (内線) 3513



条例のイメージ



きれいで住みよい環境のまちづくりを推進

どうして
この条例が
できたの？

愛川町は山々のみどりと相模川・中津川の清流を中心に、豊かな自然に恵まれた町として発展を続けてきました。

一方、人口が増加し経済活動が活発化するにつれ、廃棄物の増加、排気ガスによる大気汚染などの環境問題が生じ、総合的な対策が必要となったため、平成10年に「愛川町環境基本条例」を制定し、さまざまな取り組みをしてきました。

町では、不法投棄に対する警告看板や犬のふんの持ち帰りを呼び掛ける看板の設置、不法投棄パトロール、夏休み期間中などの河川美化広報活動などを実施しています。また、「ごみゼロ・クリーンキャンペーン」には毎年約6千人の参加があり、自治会やボランティア団体による清掃活動、花の植栽など、町民皆さんの自主的な活動も活発に行われています。

しかし、身近な生活環境に悪影響を及ぼす迷惑行為のうち多くの割合を占める、空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て、飼い犬のふんの放置などは、既存の法律や条例では対応が困難でした。そこで、これらの迷惑行為に対する罰則を定めた新たな条例を制定することとなりました。

誰がどんなことをするの？

それぞれの立場にある人がそれぞれの役割を果たすことで、より良い生活環境のまちづくりが推進されます。

行政が

町は、環境美化に関する総合的な施策を実施します。また、皆さんの環境美化活動の自主的な取り組みを支援します。

町民皆さんが

住みよい環境を守るには、町民皆さんの協力が不可欠です。環境美化に対する意識を高め、自ら積極的に良好な生活環境の確保に努めましょう。この条例では「町民等」となっていますが、この中には、一時的に町に滞在する観光客や買い物客の皆さんも含まれます。

事業者が

事業活動によって良好な生活環境を損なうことのないよう、地域の一員として環境美化に取り組みましょう。

土地所有者などが

所有・管理する土地や建物などの清潔保持を図るため、草刈りや建物などの清掃に努めましょう。

禁止されていることは？

この条例では、次の5項目を禁止しています。

ポイ捨て

空き缶やたばこの吸い殻などを、定められた場所以外に捨ててはいけません。

調理くずの投棄・放置

野外でバーベキューなどをした場合、調理くず・廃食用油などを捨ててはいけません。



ごみのポイ捨て

落書き

公共の場所などに落書きをしてはいけません。落書きは美観を損なうばかりでなく、ごみの散乱を誘発します。

たん、つばの吐き捨て

正当な理由もなく、公共の場所でのこれらの行為をしてはいけません。

深夜の花火

騒音・ごみの散乱などにつながりますので、夜10時以降は爆発や燃焼が著しい花火をしてはいけません。



落書き

守るべきことは？

この条例では、次の6項目を守るべきこととされています。

回収容器の設置・管理

自動販売機を設置する事業者は、缶やペットボトルのポイ捨てにつながらないよう、回収容器を設置してください。さらに、回収した空き缶などの再資源化に努めてください。



回収容器の設置

飼い犬の適正管理

飼い犬が他人に危害や迷惑をかけないよう適正に管理してください。散歩の際には、ふんを持ち帰るための道具を常に携行し、ふんは持ち帰りましょう。

空き家の適正管理

空き家の適正管理を怠ると、雑草や樹木の繁茂、建物の破損による危険、害虫・悪臭の発生、野良猫などが住みつく、ごみの不法投棄場所になるなど、周辺住民の生活環境を損ないます。空き家の所有者は、適正管理に努めてください。

ごみ収集所の清潔保持

各家庭のごみはきちんと分別し、指



ごみをきちんと分別／清潔な収集所

定された日時に、飛散したり流出したりしないように注意してごみ収集所に出しましょう。

生活排水による水質汚濁の防止

日常生活で出る生ごみや廃食用油の適正処理、洗剤の適正使用を心掛け、河川や水路などの水質汚濁を防止しましょう。

日常生活での騒音・振動の防止

日常生活に伴い、騒音や振動による公害が発生しないよう、お互いの生活環境に配慮しましょう。

違反するとどうなるの？

ポイ捨て、調理くずなどの投棄・放置、回収容器の設置・管理、落書き、飼い犬のふんの放置・投棄、ふんを持ち帰る道具の携行など6項目に違反した場合に、町では違反行為の中止や是正などの指導や勧告をします。それでも従わないときは、従うよう命令することができます。さらに、命令に従わない場合は公表したり罰金が科せられたりすることもあります。

犬のしつけ教室を開催

細やかな指導で評価が高く、テレビなどでも活躍している専門の講師による犬のしつけ教室を開催します。

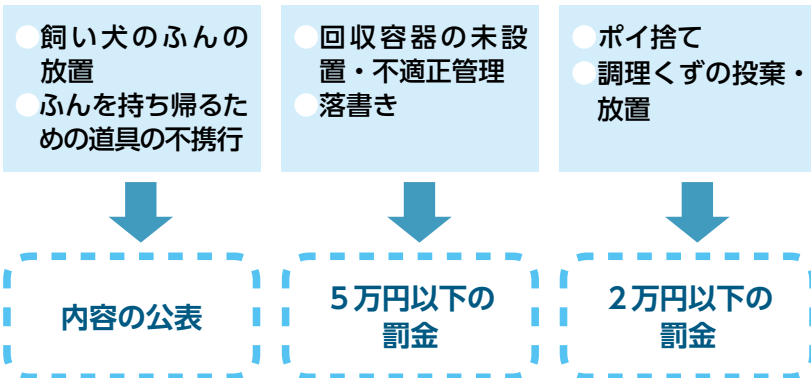
対象は、町に登録済みで、本年度に狂犬病予防注射を受け注射済票の交付を受けている犬30頭およびその飼い主です。(原則として1家族につき犬1頭)

「犬には優しく、オーナーには厳しく」が motto の講師です。愛犬と一緒に参加して、しつけや飼い方についての正しい知識を習得しましょう。

日 3月25日(日)午後1時30分～3時30分 所 文化会館かえで広場(雨天の場合は役場分館1階会議室) 師 ドッグライフプランナーズ岸良一さん(他)雨天の場合は室内で講義を行います。この場合は飼い主のみの参加となり、犬と一緒に受講することはできません。会場での犬同士のけんかや感染症対策などについては、飼い主の責任でお願いします。申 3月23日(金)までに環境課へ。

問 環境課環境対策班 ☎(内線) 3513

■命令に従わない場合は・・・



誰もが「きれいな環境の中で暮らしたい」と思い、多くの方が環境美化のために努力していることでしょう。しかし、残念ながら町に寄せられる生活環境に関する苦情は年々増加しているのが現実です。 普段から一人一人が「他人に迷惑をかけない」という当たり前のことを心掛けていけば、この条例に規定された項目は、どれも難しいことではありません。 これからもみんなで小さな努力を積み重ね、美しい愛川町を守っていききたいものです。

住民課特別休日窓口を開設します

住民異動が多くなる時期を迎えます。平日に手続きに来られない方のため、住民課休日窓口を開設しますのでご利用ください。

開設日時◆3月25日(日)・31日(土)、4月1日(日)・7日(土)

午前8時30分～午後5時

場所◆役場1階住民課

※半原出張所・中津出張所では開設しません。

取り扱う業務◆

・転居、転入、転出などの住民異動

届および住民票の写しの交付

・印鑑登録および印鑑登録証明書の交付

・戸籍謄抄本の交付

・外国人登録の各申請および記載事項証明書の交付

※住民基本台帳カードの交付および電子証明書の交付は取り扱いません。

問 住民課住民窓口班 ☎ (内線) 3312

旧耐震基準の木造住宅 無料簡易耐震診断のお知らせ

木造住宅の耐震化など、いつ発生するか分からない地震への備えは進んでいますか。

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅は、大地震によって大きな被害を受ける恐れがあります。

町では、旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に、町職員による無料簡易耐震診断・相談を行っています。事前予約は不要ですので、直接都市施設課にお越しください。

対象となる建物◆昭和56年5月31日以前に建築された、2階建て以下の木造住宅

必要書類◆

・建築確認申請書または建築時期がわかるもの

・建物平面図

※これらの書類がない場合でもお気軽にご相談ください。

問 都市施設課都市計画班 ☎ (内線) 3444

私設保育施設入所児童の保護者の方に 助成金を交付します

経済的負担の軽減を図るため、私設保育施設に入所している児童の保護者の方に助成金を交付します。

対象となる方◆町内在住で、次の私設保育施設に入所している児童の保護者

・くれよん保育園
・保育所ちびっこランド愛川園

※町外の施設については、お問い合わせください。

助成金額◆児童1人につき、月額2,500円

申請方法◆次のものをお持ちの上、子育て支援課で申請してください。

- ① 交付申請書
- ② 在籍証明書

③ 町保育所条例第3条に規定する保育の実施基準を満たす児童の保護者であることが分かるもの(就労証明書、母子手帳など)

④ 印鑑(スタンプ印は不可)

※①②および③の就労証明書の用紙は、各私設保育施設または子育て支援課で配布しています。町ホームページからもダウンロードできます。

※③は、入所している児童が3歳未満の場合のみ提出してください。父母共に必要です。

申請期限◆3月15日(木)

問 子育て支援課児童福祉班 ☎ (内線) 3366

届け出や証明書の交付申請 本人確認ができるものをお持ちください

本人に成り済ました第三者による虚偽の届け出を防止するため、また、戸籍や住民基本台帳に記載された個人情報や住民票・戸籍謄抄本の交付申請などを受け付ける際に、本人確認をしています。

確認ができるものをお持ちくださるようご理解とご協力をお願いします。

本人確認ができるもの◆運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳など。

問 住民課住民窓口班 ☎ (内線) 3313・3314

7月から外国人住民の 住民基本台帳制度がスタートします

外国人登録法が廃止されるとともに住民基本台帳法などの一部が改正され、7月9日(月)から、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳(住民票)に記載されます。
対象となる外国人 ◆本町に住所があり、次に該当する方が主な対象者です。

- ・中長期間の在留資格を得ている方
【中長期在留者】：在留資格が「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の方や、技能実習生の方など。
- ※在留資格がない方や短期滞在の方、在留期間が3カ月以下の方などは対象となりません。
- ・特別永住者
- ・出生などによる経過滞在者

主な変更内容

在留カードなどの交付◆外国人登録証明書から、中長期在留者に交付する「在留カード」または特別永住者に交付する「特別永住者証明書」に変更になります。

交付対象となる方は、一定の期間、現在お持ちの外国人登録証明書が在留カードまたは特別永住者証明書とみなされますので、新制度開始後、すぐに切り替える必要はありません。

次の切り替えの期間に手続きをしてください。新制度開始前でも交付申請ができますが、交付は新制度が始まってからとなります。

【中長期在留者】 次のうち、いずれか最も早い日までに地方入国管理局で手続きしてください。

- ・次回在留期間更新などの手続きのとき
- ・平成27(2015)年7月8日
- ・16歳未満の方は、16歳の誕生日

【特別永住者】 次のうち、いずれか遅い日までに町住民課で手続きしてください。ただし、16歳未満の方は16歳の誕生日までとなります。

- ・原則として、外国人登録証明書に記載されている次回確認(切替)申請開始日
- ・平成27(2015)年7月8日

住民基本台帳に記載

◆これにより、現在交付している「外国人登録原票記載事項証明書」から「住民票の写し」に変更になります。日本人と外国人とで構成される世帯についても、世帯全員が記載された住民票の写しが請求可能となります。

【住所変更の際の手続き】 町外へ住所を変更する場合は、町住民課へ転出の届け出をして転出証明書の交付

を受けてください。その後、引越をした日から14日以内に、転出証明書、在留カードまたは特別永住者証明書などをお持ちの上、引越先の市区町村で転入の手続きをすることになります。

日本から出国する場合は、再入国許可を得ている場合でも、原則として転出の届け出が必要となります。

仮住民票を送付します

外国人の住民票作成に当たり、対象者と思われる方には、5月ごろ「仮住民票」を送付しますので、記載内容の確認をお願いします。この仮住民票は、現在の外国人登録原票の情報を基に作成しますので、記載内容が実情と異なる場合は、町住民課へ外国人登録の変更などの手続きにお越しください。

日本人と外国人とで構成されている世帯について、外国人が住民票に加わることにより、日本人の住民票に世帯主や続柄などの修正が見込まれる場合は、その旨を併せて通知します。

印鑑登録について

現在外国人登録をしていますが、住民票作成の対象とならない方は、印鑑登録ができなくなります。住民票作成の対象とならない方で、すでに印鑑登録をしている場合は、新制度開始と同時に登録が抹消となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先など

●在留カード・特別永住者証明書などに関すること

法務省入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター

【受付時間】平日の午前8時30分～午後5時15分

【電話番号】0570-013904 (IP電話・PHS・海外からは☎03-5796-7112)

入国管理局のホームページ【URL】 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/ (中長期在留者)

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/ (特別永住者)

●住民票などに関すること

町住民課住民窓口 ☎(内線) 3316

総務省のホームページ【URL】 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

3人以上お子さんがいる世帯の方へ 家賃を一部助成します

3人以上のお子さんを養育している世帯を対象に、第3子以降のお子さんが小学校に入学するまで、家賃の一部を助成します。

対象となる世帯◆次の条件を全て満たす世帯

- ・第3子以降の出生が平成19年4月1日以降であること。
- ・第1子が18歳未満であること。
- ・第3子以降の出生後も町内に居住していること。
- ・父母または同一世帯者が賃貸契約者であること。
- ・毎月の家賃を滞ることなく支払っていること。
- ・平成22年分の所得が、世帯全員で月額26万8千円以下であること。
- ・生活保護法による住宅扶助を受けていないこと。
- ・外国籍の方は、外国人登録証明書



により永住資格が確認できること。
※公営住宅や特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅にお住まいの世帯は対象となりません。

助成額◆月額家賃の3分の1（上限2万円、千円未満切り捨て）

申請方法◆次の書類をお持ちの上、子育て支援課にお越しください。

・交付申請書（子育て支援課で配布しています）

・賃貸借契約書の写し

・平成23年10月分から平成24年3月分までの家賃領収書の写し

・平成23年1月1日現在、町外に住民登録があった方は、平成23年度（平成22年分）所得証明書

・外国籍の方は、外国人登録証明書

申請期限◆3月30日（金）

問 子育て支援課児童福祉班 ☎（内線）33366

新たな暴力団排除の取り組みが 4月1日からスタートします

行政や住民皆さんが丸となって、私たちの生活や社会経済活動の場から暴力団の影響を排除し、安全で安心して暮らすことができるよう「暴力団を恐れない、暴力団に協力しない、暴力団を利用しない」ことを基本とする愛川町暴力団排除条例が4月1日から施行されます。

この条例は、昨年4月に施行された神奈川県暴力団排除条例を補完するもので、警察や暴力追放推進センターと連携・協力しながら、社会全体で暴力団排除対策を推進します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

町の取り組み

- ・暴力団には町の施設を管理・利用させない。
- ・暴力団関係者とは契約しない。
- ・暴力団には給付金を交付しない。

●暴力団 排除で安全 安心を！

問 暴力団被害に関する相談や通報は、県暴力追放推進センター

☎ 045-1201-8930 または 県警本部暴力団対策課

☎ 0120-797049 なぐなれ 要求

町条例に関する問い合わせは、総務課総務班 ☎ 285-6968

ごみの分け方・出し方(カレンダー)は 新聞折り込みで

平成24年度上半期の「ごみの分け方・出し方(カレンダー)」は、3月19日(月)の朝刊(朝日・毎日・読売・産経・日本経済・神奈川・東京新聞の7紙)に折り込み配布します。

同日以降、役場、半原・中津出張所など町の各施設やコンビニエンスストアなどにも備え置きますので、

新聞を購読されていない世帯の方はこちらをご利用ください。町ホームページからもダウンロードできます。

問 美化プラント ☎ 281-2258

子宮頸がんなど3つのワクチン接種費用 助成事業継続のお知らせ

昨年から実施している子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用助成について、来年度も事業を継続します。

対象者

子宮頸がん 平成24年度に13歳～16歳になる女子。平成24年度に17歳になる女子（現在の高校1年生相当）については、平成24年3月31日までに1回以上の接種をした方に限り対象となります。まだ接種していない方はお急ぎください。

ヒブ・小児用肺炎球菌

生後2カ月以上5歳未満のお子さん

助成期間 ◆平成24年4月1日から平成25年3月31日接種分まで。

接種方法 ◆実施医療機関で個別に接種。事前に予約してからお出掛けください。

持ち物 ◆母子健康手帳・健康保険証・助成券（子宮頸がんのみ）・乳児医療証（乳幼児のみ）

費用 ◆無料（全額公費負担）

子宮頸がん予防ワクチンの助成券について

子宮頸がん予防ワクチン接種をするときは、愛川町では事前に子育て支援課で助成券の交付を受ける必要

があります。すでに助成券をお持ちの場合、有効期限を過ぎても引き続きご利用になれます。差し替えは行いませんので、次回の接種まで大切に保管してください。

平成24年度に13歳になる女子（現在の小学校6年生）には、今月下旬に関係書類を個別に通知します。

問 子育て支援課母子保健班 ☎（内線）3363

消防団器具舎移転のお知らせ 管轄地域も変更 — 4月1日から —

建設工事をしてきた第3分団第1部の新消防団器具舎が完成しました。これに伴い、これまで拠点としていた消防団器具舎から、次の2個部が移転することになりました。

4月1日から出勤管轄区域も変更になりますので、併せてお知らせします。

新たな器具舎と管轄区域

第3分団第1部 ◆中津1410番地の7 愛川東中学校北側（町立体育館跡地）

↓上熊坂区・春日台区を管轄

第3分団第2部 ◆中津511番地

熊坂児童館隣接（元第3分団第1部

器具舎

↓熊坂区・下谷八菅山区を管轄

問 消防防災課庶務班 ☎ 28513131



新たな 3-1 器具舎

友好都市立科町からの お知らせ スキーリフト券 愛川町民優待キャンペーン



愛川町民を対象に、長野県立科町白樺高原国際スキー場、しらかば2in1スキー場のリフト1日券を優待金額で販売します。この機会に、美しい自然やウインタースポーツが楽しめる魅力あふれる立科町へお出掛けください。キャンペーン期間 ◆3月1日(木)～4月8日(日) 優待内容 ◆リフト1日券の割引販売 大人 2,500円 (通常 3,800円) 小人 (小学生以下) 1,500円 (通常 2,500円) ※レンタル料金、宿泊料金、昼食代金などの割引もありますので、詳しくはお問い合わせください。

購入方法 ◆免許証や保険証など、愛川町民であることが確認できるものをリフト券売り場または白樺高原総合観光センターに提示してください。優待金額でリフト券を購入できます。

問 商工観光課観光振興班 ☎（内線）3523、立科町役場観光課 ☎ 0267-55-6201

地域福祉シンポジウムを開催します

だれもが住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らせる地域づくりを目指すため、町と町社会福祉協議会では、地域福祉計画および地域福祉活動計画を一体的に策定しました。これは、平成19年に作成した両計画の第2次計画です。

この計画を効果的に推進するためには、町、社会福祉協議会、そして地域住民の参加と協働が不可欠です。これからは地域住民がお互いを支え合い、助け合っていく社会が期待されています。地域福祉シンポジウムを開催しますので、多くの皆さんの参加をお待ちしています。この機

会に自分が住むまちの福祉について、一緒に考えてみませんか。

日時◆3月18日(日)午後2時から

会場◆福祉センター3階会議室

内容◆

テーマ「公・民協働による地域福祉の創造」―地域福祉計画・地域福祉活動計画―

【第1部】基調講演

講師 東京家政学院大学教授 高橋幸三郎さん

【第2部】パネルディスカッション、参加者との意見交換

問 福祉支援課地域福祉班 ☎(内線) 33352

交通事故や災害に遭われた方に 災害見舞金を支給します

交通事故や災害などに遭われたとき、応急的な支援のため災害見舞金支給制度を設けています。

対象者◆町内在住で、次の被害に遭った方またはその遺族

① 交通事故による死亡または入院を要する負傷

② 暴風雨・豪雨・洪水・地震そのほか異常な自然現象、火災・爆発な

どの原因による死亡・負傷

③ 前記②の災害による住宅の損壊・焼失・浸水または流失

※ 飲酒運転や無謀運転など、本人の重大な過失により発生した場合には、対象とならなくなったり減額したりすることがあります。

申請者・申請の期限◆被害者本人(未成年者の場合は保護者) または遺族

が、災害発生後1年以内に住民課で申請してください。
申請に必要な書類◆次の書類が必要です。見舞金の種類や災害の区分によりそのほかの書類が必要になることがありますので、詳しくはお問い合わせください。

① 災害見舞金支給申請書

② 災害発生状況報告書

③ 交通事故証明

④ 入院期間を確認できる書類
⑤ 死亡診断書または死体検案書
⑥ 申請者と被害者の関係を証するもの

※ ①②は住民課にあります。町ホームページからもダウンロードできます。③は自動車安全運転センターで発行されます。④⑤は写し可。

問 住民課交通防犯班 ☎(内線) 33325

見舞金の内容

種類	災害の区分	金額	
甲慰見舞金	死亡	6歳未満	10万円
		6歳以上 20歳未満	15万円
		20歳以上	20万円
傷害見舞金	負傷	3日までの入院	5千円
		4日以上 の入院	1日に付き 1,500円 ※5万円を限度
住宅見舞金	全焼・全壊・流失	1人世帯	2万円
		2人以上の世帯	5万円
	半焼・半壊・床上浸水	1人世帯	1万円
		2人以上の世帯	3万円

広報あいかわ 県広報コンクールで 最優秀賞に



受賞した
8月1日号

本年度の神奈川県広報コンクール広報紙町村の部で、「広報あいかわ平成23年8月1日号」が最優秀賞に、組み写真の部で同号の表紙が優秀賞に選ばれました。

「企画・内容、編集技術、文章・用語・用字と、三拍子そろったよい出来である」との講評をいただきました。

これからも、的確な情報をお伝えできる誌面づくりに努めてまいりますので、身近な情報誌としてご愛読ください。

母子の健康相談とセミナーの年間予定

すくすく親子健康相談

対象◆就学前の子とその保護者

受付時間◆午前9時30分～11時

内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など

会場◆保健センター

持ち物◆母子健康手帳

日 程			
4月24日(火)	5月22日(火)	6月25日(月)	7月23日(月)
8月27日(月)	9月25日(火)	10月23日(火)	11月26日(月)
12月17日(月)	1月22日(火)	2月26日(火)	3月26日(火)

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

もぐもぐ赤ちゃんセミナー

対象◆生後3～8カ月の子とその保護者(予約制)

時間◆午後1時30分～3時30分

内容◆離乳食の進め方・作り方の話と試食(保護者のみ)

会場◆保健センター

持ち物◆母子健康手帳、筆記用具

受講料◆200円(テキスト代)

日 程		
5月16日(水)	7月18日(水)	9月19日(水)
11月21日(水)	1月29日(火)	3月19日(火)

ぱくぱくキッズクッキング

対象◆1歳6カ月～就学前の子とその保護者(予約制)

受付時間◆午後1時～3時

内容◆幼児期の食習慣の話、簡単なおやつ作りと試食(親子)

会場◆レディースプラザ

持ち物◆母子健康手帳、筆記用具、エプロン、三角巾

受講料◆300円(調理実習材料代)

日 程	
6月22日(金)	10月16日(火)

マタニティセミナー

対象◆初めて出産する方とそのご家族(予約制)

※4日間1コース

時間◆午後1時10分～4時(2日目のみ午前10時～午後1時)

会場◆保健センター(2日目のみレディースプラザ)

持ち物◆母子健康手帳、筆記用具

参加費◆800円(テキスト代400円、調理実習材料代400円)

コース	1日目	2日目	3日目	4日目
春	5月7日(月)	5月14日(月)	5月21日(月)	5月28日(月)
秋	9月3日(月)	9月10日(月)	9月18日(火)	9月24日(月)
冬	1月17日(木)	1月21日(月)	1月28日(月)	2月4日(月)

※都合のつく方は、4日目はご夫婦でお越しください。

予防接種の年間予定

予防接種を受ける前には、必ず「予防接種と子どもの健康」の冊子を読み、接種の必要性や副反応について理解しておきましょう。お子さんの健康状態をよく知っているとご家族の方が同行の上、お子さんの体調が良いときに接種してください。

集団接種(ポリオ)

対象◆生後3カ月～7歳6カ月未満の子

(標準的な接種期間は生後3カ月～1歳6カ月未満)

接種回数◆41日以上の間隔を空けて2回接種

受付時間◆午後1時～1時45分(接種当日、会場で体温を測りますので、早めにお越しください)

会場◆保健センター

持ち物◆母子健康手帳、ポリオの予診票

4月		10月	
日 程	対 象	日 程	対 象
4日(水)	平成23年1月生・2月生	1日(月)	平成23年7月生・8月生
6日(金)	平成23年3月生・4月生	4日(木)	平成23年9月生・10月生
9日(月)	平成23年5月生と未接種児	10日(水)	平成23年11月生と未接種児
17日(火)	平成23年6月生と未接種児	15日(月)	平成23年12月生と未接種児
19日(木)	平成23年7月生・8月生	18日(木)	平成24年1月生・2月生
20日(金)	平成23年9月生・10月生	24日(水)	平成24年3月生・4月生
23日(月)	平成23年11月生と未接種児	26日(金)	平成24年5月生と未接種児
25日(水)	平成23年12月生と未接種児	30日(火)	平成24年6月生と未接種児

※体調に不安がある方は事前にご相談ください。状況によっては接種を見合わせていただくことがあります。下痢をしていたり薬を服用したりしているお子さんは、原則として接種を受けることはできません。

※接種後、ほかの予防接種を受ける際は、27日以上の間隔を空けてください。

個別接種(BCG・DPT・DT・MR・日本脳炎)

予防接種実施医療機関で接種できます。事前に電話などで確認の上、お出掛けください。接種できる医療機関については子育て支援課へお問い合わせください。

持ち物◆母子健康手帳、健康保険証、予診票

予防接種名	対象年齢と接種回数
BCG 結核の予防	生後6カ月未満で1回接種
DPT(三種混合) ジフテリア・百日ぜき・破傷風の予防	1期初回:生後3カ月～7歳6カ月未満の間に、20～56日の間隔で3回接種(標準的な接種期間は、生後3カ月～1歳未満の間に3回接種) 1期追加:1期初回(3回)終了後、6カ月以上空けて7歳6カ月未満までに1回接種(標準的な接種期間は、1期初回(3回)接種終了後、1年～1年6カ月までに達するまでの期間)
DT(二種混合) ジフテリア・破傷風の予防	2期:11～13歳未満の間に1回接種(標準的な接種時期は11歳)
MR 麻疹・風疹の予防	1期:1歳～2歳未満の間に1回接種 2期:小学校に入る前の1年間で、5歳～7歳未満の間に1回接種 3期:平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの方 4期:平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの方 ※3期・4期は平成24年度限りの措置です。
日本脳炎 日本脳炎の予防	1期初回:生後6カ月～7歳6カ月に至るまで、6日～28日の間隔を空けて2回接種(標準的な接種期間は3歳～4歳) 1期追加:生後6カ月～7歳6カ月に至るまで、1期初回終了後おおむね1年後に1回接種(標準的な接種期間は4歳～5歳) 2期:9歳以上13歳未満の間に1回(標準的な接種期間は9歳～10歳) ※昨年5月に特例ができ、平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた方は、20歳未満までの間、不足分を接種できるようになりました。

※規定の接種間隔を過ぎてしまった場合は任意接種となりますが、対象年齢内であれば無料で接種できます。できる限り接種間隔を守りましょう。
※慢性的な病気があるお子さんや小さく生まれたお子さんで、予防接種実施医療機関で接種ができない場合は、事前に子育て支援課へお問い合わせください。



乳幼児健康診査の年間予定

会場◆保健センター

月	4カ月児健診		10カ月児健診		1歳6カ月児健診		3歳6カ月児健診	
	日	対象	日	対象	日	対象	日	対象
4	3日(火)	平成23年11月生	12日(木)	平成23年 6月生	13日(金)	平成22年 9月生	10日(火)	平成20年 9月生
5	1日(火)	平成23年12月生	10日(木)	平成23年 7月生	11日(金)	平成22年10月生	8日(火)	平成20年10月生
6	5日(火)	平成24年 1月生	14日(木)	平成23年 8月生	8日(金)	平成22年11月生	12日(火)	平成20年11月生
7	3日(火)	平成24年 2月生	12日(木)	平成23年 9月生	13日(金)	平成22年12月生	10日(火)	平成20年12月生
8	7日(火)	平成24年 3月生	9日(木)	平成23年10月生	10日(金)	平成23年 1月生	21日(火)	平成21年 1月生
9	4日(火)	平成24年 4月生	13日(木)	平成23年11月生	14日(金)	平成23年 2月生	11日(火)	平成21年 2月生
10	2日(火)	平成24年 5月生	11日(木)	平成23年12月生	12日(金)	平成23年 3月生	9日(火)	平成21年 3月生
11	6日(火)	平成24年 6月生	8日(木)	平成24年 1月生	9日(金)	平成23年 4月生	13日(火)	平成21年 4月生
12	4日(火)	平成24年 7月生	13日(木)	平成24年 2月生	14日(金)	平成23年 5月生	11日(火)	平成21年 5月生
1	15日(火)	平成24年 8月生	10日(木)	平成24年 3月生	11日(金)	平成23年 6月生	8日(火)	平成21年 6月生
2	5日(火)	平成24年 9月生	14日(木)	平成24年 4月生	8日(金)	平成23年 7月生	12日(火)	平成21年 7月生
3	5日(火)	平成24年10月生	14日(木)	平成24年 5月生	8日(金)	平成23年 8月生	12日(火)	平成21年 8月生
受付時間	午後1時～2時		午後1時30分～2時30分		午後1時～2時		午後0時45分～1時45分	
持ち物	母子健康手帳、問診票				母子健康手帳、問診票、 歯ブラシ、タオル		母子健康手帳、問診票、当日 朝の尿、視力と聴力の調査票、 歯ブラシ、タオル	

※開場は、4カ月・1歳6カ月・3歳6カ月児健診は午後0時30分、10カ月児健診は午後1時です。

※対象となる方には健診日の前月下旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

歯科保健指導の年間予定

むしばいばい(むし歯予防)教室

対象◆1歳1カ月児

受付時間◆午前9時30分～9時55分

実施時間◆午前10時～正午

会場◆保健センター

内容◆歯科医師から虫歯予防の話、栄養士による食事・おやつの話、歯科衛生士による口腔観察・歯みがき指導(フッ素液を配布します)

持ち物◆母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル

日程	対象
4月26日(木)	平成23年 3月生
5月24日(木)	平成23年 4月生
6月28日(木)	平成23年 5月生
7月26日(木)	平成23年 6月生
8月23日(木)	平成23年 7月生
9月27日(木)	平成23年 8月生
10月25日(木)	平成23年 9月生
11月22日(木)	平成23年10月生
12月20日(木)	平成23年11月生
1月24日(木)	平成23年12月生
2月28日(木)	平成24年 1月生
3月28日(木)	平成24年 2月生

※対象となる方には健診日の当月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

2歳児歯科検診

対象◆2歳1カ月児と2歳7カ月児

受付時間◆2歳1カ月児:午後1時～1時45分

2歳7カ月児:午後1時45分～2時30分

会場◆保健センター

内容◆歯科検診、歯科保健指導、必要時予防処置とフッ素塗布、身長・体重測定

持ち物◆母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル

日程	対象	
	2歳1カ月児	2歳7カ月児
4月26日(木)	平成22年 3月生	平成21年 9月生
5月24日(木)	平成22年 4月生	平成21年10月生
6月28日(木)	平成22年 5月生	平成21年11月生
7月26日(木)	平成22年 6月生	平成21年12月生
8月23日(木)	平成22年 7月生	平成22年 1月生
9月27日(木)	平成22年 8月生	平成22年 2月生
10月25日(木)	平成22年 9月生	平成22年 3月生
11月22日(木)	平成22年10月生	平成22年 4月生
12月20日(木)	平成22年11月生	平成22年 5月生
1月24日(木)	平成22年12月生	平成22年 6月生
2月28日(木)	平成23年 1月生	平成22年 7月生
3月28日(木)	平成23年 2月生	平成22年 8月生

※対象となる方には健診日の当月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

費=費用 物=持ち物 他=そのほかの事項 申=申し込み 問=問い合わせ
ないものは無料です。

募集



「議会だより」表紙写真

愛川町議会では、「あいかわ議会だより」の表紙写真を募集します。町内の風景・風物など季節の写真、子どもが遊ぶ姿や元気な赤ちゃんの写真など、あなたの写真で表紙を飾りませんか。(応募随時)

応募資格◆町内在住または在勤の方
作品規格◆撮影者自身に著作権のある未発表のオリジナル作品で、縦・横どちらでも結構です。

・データの場合は、500万画素以上でjpeg形式

・プリントの場合は、2Lサイズ以上

応募方法◆撮影者の住所、氏名、電話番号、撮影場所、撮影年月日、作品の名前、その説明を添えて、データの場合は電子メールで、プリント写真の場合は郵送でお送りください。

【電子メールアドレス】

gikai@town.aikawa.kanagawa.jp

注意事項◆

- ・人物が特定できる場合は、本人の承諾を得てください。
- ・応募作品は原則として返却しません。
- ・編集上、採用された写真をトリミングする場合があります。
- ・採用された写真の著作権は、町に帰属します。
- ・採用された写真は、応募者の氏名を表紙に掲載します。掲載を希望しない場合は応募の際に「氏名の掲載は辞退します」などと明記してください。
- ・採用者への謝礼はありません。

問 議会事務局庶務班 ☎(内線)3152

神奈川県障害者スポーツ大会

スポーツを通じ、障害者の健康維持や社会参加を推進するため、「第6回神奈川県障害者スポーツ大会」を開催し

■競技会名・応募締め切りなど

競技会名	開催日	会場	締め切り
陸上競技会 (知的障害者)	5月13日(日)	県立体育センター陸上競技場	3月28日(水)
陸上競技会 (身体障害者)	5月20日(日)		
卓球・サウンドテーブル テニス競技会	6月10日(日)	県立体育センタースポーツアリーナ	5月2日(水)
フライングディスク 競技会	6月24日(日)	県立体育センター陸上競技場	5月23日(水)
水泳競技会	7月1日(日)	さがみはらグリーンプール	5月30日(水)

ます。

人 県内在住で、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの13歳以上(4月1日現在)の方。※手帳をお持ちでも参加資格者に該当しない場合があります。

申 各競技会の締め切りまでに福祉支援課へ。

問 福祉支援課障害福祉班 ☎(内線)3354

工芸工房村陶芸教室の受講者

県立あいかわ公園工芸工房村では、4月から開催する陶芸教室の生徒を募集します。

日 4月から3月までの1年間で全24回(月2回) **人** 30人(火曜日コース・木曜日コース各15人) ※応募多数の場合は抽選 **費** 48,000円(半年ごとに24,000円を徴収します) **申** 3月21日(水)までに工芸工房村へ。

問 県立あいかわ公園工芸工房村 ☎281-2438

臨時職員(保健師・看護師・歯科衛生士)

母子保健事業に従事していただく方を募集します。

勤務期間◆4月～平成25年3月末日

勤務形態◆月に数日(平日、不定期)、午

前8時30分から午後5時15分までの間で4時間程度

勤務内容◆各種健診における問診業務、歯科検診業務

応募資格◆保健師・看護師・歯科衛生士の資格をお持ちの方

募集人員◆それぞれ若干名

応募方法◆3月19日(月)までに、顔写真を貼った自筆の履歴書(市販のもの)を、子育て支援課へ提出してください。

問 子育て支援課母子保健班 ☎(内線)3363



お知らせ

今月の納税・納付期限

【国民健康保険税】第10期分
 【介護保険料】第10期分
 【後期高齢者医療保険料】第9期分
 納期限は4月2日(月)です。

休日納税・相談窓口

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が納められ、納税相談もできます。

日 3月24日(土)・25日(日)午前8時30分～午後5時 所 役場1階税務課

振り込み詐欺に注意!

息子や娘、孫などを装って電話を掛けてきて、「交通事故を起こしてしまったので、示談金が必要になった」などと親族を心配する気持ちに付け入り、現金をだまし取る「オレオレ詐欺」をはじめ、「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」などのさまざまな被害が後を絶ちません。

こうした手口は昨今ますます組織化・巧妙化しています。日ごろから、家族・職場・ご近所同士などで、このような犯罪が身近に起きていることを話題にして、注意し合いましょう。

■被害に遭わないために

- ・振り込みを求める電話が掛かってきたら、慌てたり一人で悩んだりせず、家族や警察、役場などに相談しましょう。
- ・親族を名乗って振り込みを要求する電話が掛かってきたら、必ず本人に電話して事実を確認しましょう。事実確認ができないときは絶対に振り込まないようにしてください。
- ・「携帯電話の番号を変えた」と言われる場合がありますが、このようなときは必ず元の番号に掛けてみましょう。

- ・たとえ警察官や銀行員を名乗る人にも、キャッシュカードを預けたり、暗証番号を教えたりしないようにしてください。警察官や銀行員がこのような要求をすることは絶対にありません。
- ・面識のない人への送金は、ATM(現金自動預払機)を使わず、事情を説明して必ず窓口で手続きしましょう。

問 住民課住民相談班 ☎(内線) 3319



道路の適切な管理にご協力を!

皆さんが安全に快適に道路を利用するには、適切な維持管理が必要です。町では、定期的にパトロールを実施し、路面補修などを行っています。歩道の段差解消などのバリアフリーにも積極的に取り組んでいますので、道路の適正な使用と安全確保にご理解とご協力をお願いします。

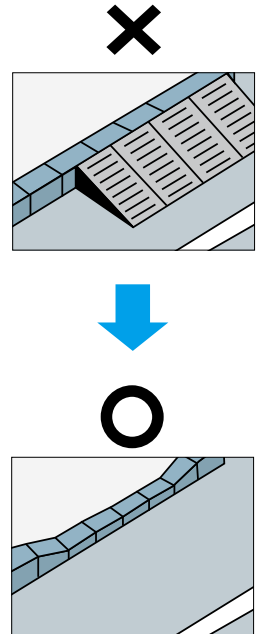
段差解消ブロックは置かないで

自動車の出入り用に道路の段差を解消するため、鉄板や段差解消ブロックなどを道路上に設置しているケースが多く見られますが、これらの行為は道路法に違反しています。

歩行者がつまづいたり、滑ったりしてけがをすることがあり、オートバイや自転車の転倒の原因にもなります。重大な事故を引き起こした場合、設置した人の責任も問われることがありますので、絶対に置かないでください。

駐車場と道路の段差を解消する場

合には、縁石の切り下げ工事が必要になりますので、道路管理者に申請し許可を得てください。なお、この工事にかかる費用は申請者の負担となります。



樹木が張り出さないよう管理を

個人の敷地から張り出している樹木は個人の財産になりますので、町で枝切りなどはできません。道路管理者として町から所有者に枝切りなどをするよう依頼します。

敷地から道路に樹木が張り出していると、見通しが悪くなり事故の原因にもなりかねませんので、樹木を植えている方は、敷地から道路に張り出さないよう管理をお願いします。

問 道路課道路管理班 ☎(内線) 3413



費=費用 物=持ち物 他=そのほかの事項 申=申し込み 問=問い合わせ
ないものは無料です。

護師志望相談コーナーもあります。

子育て支援情報コーナーもあり、お子様連れも大歓迎です。

日 3月11日(日) 午前10時～午後4時
所 厚木市ヤングコミュニティセンター
5階大会議室 他 予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

問 厚木地区看護部長会(中村) ☎ 229-1771、町国保医療課 ☎ (内線) 3372

お知らせ



春の火災予防運動

3月1日(木)～7日(水)

今の季節は空気が乾燥し火災が起りやすく、強風にあおられ大火にな

る恐れがあります。

一人一人が防火の重要性を自覚し、火災を起こさないよう注意しましょう。

平成23年度全国統一防火標語
消したはず 決めつけないで
もう一度

軽自動車・原動機付自転車など 変更後の手続きはお済みですか

軽自動車税の課税基準日は4月1日です。お持ちの軽自動車や原動機付自転車に変更があった方は、3月30日(金)までに必ず届け出てください。

届け出をしないまま次のような状態になっていませんか。届け出をしないとその後税金がかかりますので、該当する場合はすぐに手続きをしてください。

こんなときは手続きを◆

- ・他人に譲ったり廃棄したりして、すでに手元にない。
 - ・盗難に遭い、警察には盗難届を出したが、役場には届け出をしていない。
 - ・故障などで、もう乗れそうにない。
- 届け出◆自動車の種類によって、次とおり手続き場所が異なります。必要書類なども異なりますので、電話などで確認の上、お出掛けください。
- ・原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車 → 町住民課
 - ・四輪・三輪の軽自動車、二輪の軽自動車(126cc～250cc) → 軽自動車検査協会(☎284-4550)
 - ・二輪の小型自動車(251cc以上) → 関東運輸局神奈川支局相模自動車検査登録事務所(☎050-5540-2037)
- 問 税務課町民税班 ☎(内線) 3274

相談

町民相談

問 住民課住民相談班 ☎(内線) 3319

法律相談《完全予約制》	2日(金)・15日(木) 午前10時～午後3時 ※4月は6日(金)・19日(木)
司法書士法律相談	14日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	8日(木) 午後1時～4時
多重債務相談	21日(水) 午後1時～4時
交通事故相談	28日(水) 午後1時～4時
不動産相談	22日(木) 午後1時～4時
消費生活相談	1日・5日・8日・12日・15日・19日・22日・26日・29日 午前10時～午後4時
人権・行政こまりと相談	9日(金) 午前10時～11時30分

※会場は役場相談室です。

※法律相談は弁護士が対応します。予約は、相談日の7日前から開始します。

(その日が祝日の場合は翌開庁日から)

※司法書士法律相談は、民事に関する紛争で、紛争の目的の価額が140万円を超えないものに限ります。

教育相談

問 教育開発センター
☎206-1061(直通)

来所相談・電話相談

平日 午前9時～午後4時

出張相談

- レディースプラザ 5日(月)
 - ラビンプラザ 19日(月)
- いずれも午前10時～午後3時

※不登校・いじめ・校外活動・非行・就学相談など

ハローワーク就労相談会

問 商工観光課商工労政班 ☎(内線) 3523

ハローワーク職員による就労相談

8日(木) 午前10時～午後3時 役場1階相談コーナー

催し



まちづくり講演会

心地よい風情あるまちづくり、河川や田園風景を生かしたまちづくりなど、さまざまなまちづくりに皆さんも取り組むことができます。

「こんなまちづくりがしたい! でも、どうしたらいいの?」その答えをまちづくりの専門家と一緒に考えてみませんか。

テーマ◆

まちづくり・まち育て活動の実践

～住民活動によるまちづくりに向けて～

日 3月23日(金) 午後2時30分～4時
 所 文化会館3階大会議室 師 (株)まちづくり工房代表取締役 大橋南海子さん
 問 都市施設課都市計画班 ☎ (内線) 3444

郷土資料館企画展 里山の人気者～愛川のスマレ～

愛川町では、県内の里山で見られるスマレのほとんどの種を観察することができます。

サークル愛川自然観察会との共催により、これら里山の春を代表する草花

であるスマレの魅力写真を写真や押し花で広く紹介します。かつて中津溪谷を彩り、現在ではほとんど見られなくなったケイリュウタチツボスマレの貴重な標本も展示します。

展示期間中には、スマレの押し花で雑貨を作る講座も開催します。

【企画展】

日 3月6日(火)～4月15日(日) 午前9時～午後5時 所 郷土資料館企画展示室・エントランスホール 他 車でお越しの際は、県立あいかわ公園の駐車場(4月1日以降の土曜・日曜日は有料)をご利用ください。

【スマレ押し花のアレンジ教室】

スマレの押し花でランチョンマット、コースター、カレンダー、ストラップなどを作りましょう。

日 3月31日(土) 午後1時～3時 所 郷土資料館工作・研修室 師 アトリエ ラブリムローズ代表 小野澤純子さん 人 先着20人 申 郷土資料館へ。3月1日(木)から受け付けを開始し、定員になり次第、締め切ります。

問 郷土資料館 ☎ 280-1050

みんなのつどい

図書館では「みんなのつどい」を開催します。「おはなしたんぽぽ」の皆さんによる人形劇、絵本の読み聞かせ、紙芝居などがあります。一緒に楽しいひとときを過ごしませんか。

日 3月24日(土) 午前10時30分～ 所 文化会館1階リハーサル室 申 事前の申し込みは必要ありませんので、時間までに会場へお越しください。

問 図書館 ☎ 285-6963

【看護職】就職相談会 in Atsugi 2012

厚木愛甲地区の14病院が一堂に会して、看護職合同就職相談会を開催します。就職を希望される看護学生や未就業の看護職の方など、ぜひお越しください。中学生、高校生を対象にした看

文化会館催し案内

ホール					
月日	催し	開演	終演	主催	入場
3/4(日)	第34回 愛川町民謡協会 発表会	10:30	17:00	愛川町民謡協会 長谷川 ☎ 281-4418	無料 (先着 535 人)
3/11(日)	第8回 'A・I・K・A・WA' ～薫風祭～ ステージ部門	12:30	15:30	薫風祭実行委員会 (愛川高校) ☎ 286-2871	無料 (先着 535 人)
3/17(土)	読書普及映画会 「塔の上の ラプンツェル」	14:00	15:40	図書館 ☎ 285-6963	無料 (先着 535 人)
3/20(火)	愛川高校 和太鼓部 第2回定期演奏会	14:00	16:00	愛川高校 ☎ 286-2871	無料 (先着 535 人)
3/24(土)	ピアノ発表会	10:30 13:00	12:00 16:00	リトルフェローピアノの会 豊島 ☎ 285-5155	無料 (先着 535 人)

展示			
月日	催し	主催	備考
3/4(日) ～ 3/12(月)	第8回 'A・I・K・A・WA' ～薫風祭～ 展示部門	薫風祭実行委員会 (愛川高校) ☎ 286-2871	
3/15(木) ～ 3/30(金)	愛川町写真クラブ 会員写真展	愛川町写真クラブ 藤本 ☎ 285-2865	初日は13:00から 最終日は15:00まで

※展示会場は1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時から午後5時までです。

※問い合わせは直接主催者をお願いします。

※休館日は毎週火曜日

費=費用 物=持ち物 他=そのほかの事項 申=申し込み 問=問い合わせ
ないものは無料です。

2時45分

※電話相談は随時行っています。

施設ガイド



スポーツ施設の抽選予約

今月の抽選予約	抽選結果
6月利用分	4月2日(月)

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

当選者は4月末日までに本予約をしてください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。愛川町の施設を2回無断キャンセルすると半年間予約ができなくなります。

予約できるスポーツ施設◆田代運動公

園・三増公園(テニスコートのみ)・第1号公園体育館・中津工業団地第1号公園・中津工業団地第2号公園・坂本運動場・坂本体育館・志田運動場・小沢ソフトボール場

※厚木市・清川村のスポーツ施設も予約できます。

・三増陸上競技場は、芝生の養生期間のため4月末までフィールド内が使用できません。

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線) 3633



今月の休館日・休園日

第1号公園体育館
毎週火曜日(20日を除く)、21日(水)
田代運動公園・三増公園陸上競技場
毎週火曜日(20日を除く)、21日(水)、22日(木)
町民活動サポートセンター
毎週水曜日
文化会館・ラビンプラザ
毎週火曜日(20日を除く)、21日(水)
レディースプラザ
27日(火)
図書館
毎週火曜日(20日を除く)、1日(木)、21日(水)
郷土資料館
毎週月曜日

保健師から一言

花粉症対策を実践しましょう

ことしの花粉飛散量は「やや少なめ」といわれていますが、年々増加傾向にありますので、安心できる状況ではありません。そこで、「自分でできる花粉症対策」を実践してみましょう。

対策方法

外出するときは常にマスク◆マスクは花粉の侵入を大幅にカットしてくれます。顔の形にフィットして隙間ができず、目の細かいものを使用しましょう。

眼鏡を掛ける◆普通の眼鏡を掛けるだけでも、目に入る花粉の量を約3分の1に減らすことができます。最近出回っているゴーグルタイプが花粉の侵入が少ないのでお勧めです。

外出時の服装に気を付ける◆外出するときは、花粉が付着しにくいツルツルしたナイロンのような生地の服で出掛けましょう。帽子をかぶるのも効果的です。最近、服に吹き付けることで、花粉が付着しにくくなるスプレーも販売されています。

花粉を家に入れない◆外出から帰ったら、家に入る前に服についた花粉を払い落としましょう。

布団や洗濯物を外に干さない◆花粉がついた洗濯物を着ると、花粉症の症状が出てきます。

うがいをする◆のどに流れた花粉や汚れを洗い流します。

顔や鼻を洗う◆花粉を洗い流すために、顔や鼻の周り(特に鼻の下)をしっ

かり洗いましょう。鼻の中を洗うのは少しつらいかもしれませんが、市販の鼻洗浄液を使用してみるのもよいでしょう。

空気清浄機を使用する◆空気をきれいにするため、室内では空気清浄機を使い、花粉を寄せ付けない努力をしましょう。

こうした対策でつらい症状を和らげながら、睡眠時間や食事などの生活習慣を見直して、アレルギーに抵抗できる体づくりをしていくことも、花粉症対策には重要なポイントです。

保健ガイド



乳幼児の健康診査

対象者には3月下旬に必要な書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。健診時間・開場時間は通知でご確認ください。

所 保健センター

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3365

対象	期 日	持ち物
4カ月児 (平成23年 11月生まれ)	4月3日 (火)	母子健康手帳、 問診票
10カ月児 (平成23年 6月生まれ)	4月12日 (木)	母子健康手帳、 問診票
1歳6カ月児 (平成22年 9月生まれ)	4月13日 (金)	母子健康手帳、 問診票、歯ブラ シ、タオル
3歳6カ月児 (平成20年 9月生まれ)	4月10日 (火)	母子健康手帳、 問診票、歯ブラ シ、タオル、当 日の朝の尿、視 力・聴力の調査 票(記入済みの もの)



もぐもぐ赤ちゃんセミナー(離乳食講習会)

離乳食の進め方と作り方を学んで、お子さんに食べ物のおいしさ、食べることの楽しさを伝えましょう。

日 3月15日(木)午後1時30分～3時30分
 所 保健センター 人 生後3～8カ月の
 子とその保護者(10組) 費 200円(テキ
 スト代) 物 母子健康手帳、筆記用具 申 3
 月8日(木)までに子育て支援課へ。

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3365



お子さんの歯科保健指導

日 3月22日(木) 所 保健センター 物 母
 子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル
 他 育児について心配のある方は、保健
 師・栄養士が相談をお受けします。むし

ばいばい教室は、午前10時から正午ご
 ろまで。開始時間を過ぎての入室はで
 きませんので、余裕をもってお越しく
 ださい。2歳児歯科検診では、身長・体重
 測定も行っています。対象者には3月上
 旬に必要な書類を送付しますので、届か
 ない方はご連絡ください。

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3365

歯科保健指導	対 象	受け付け
むしばいばい (虫歯予防) 教室	平成23年 2月生まれ	午前9時 30分～ 9時55分
2歳児 歯科検診	平成22年 2月生まれ	午後1時～ 1時45分
	平成21年 8月生まれ	午後1時 45分～ 2時30分

予防接種を受けましょう!

対象年齢で未接種の方は、早めに指
 定医療機関で接種してください。

予防接種名	対 象	接種回数
DTワクチン 【ジフテリア・ 破傷風の予防】	11歳・12歳の方	1回
MRワクチン 【麻疹・風疹の 予防】	(第2期) 平成17年4月2日～ 平成18年4月1日 生まれの方	
	(第3期) 平成10年4月2日～ 平成11年4月1日 生まれの方	
	(第4期) 平成5年4月2日～ 平成6年4月1日 生まれの方	

※MRワクチン第3・4期については、平成
 20年4月1日から平成25年3月31日ま
 での時限措置です。

※平成24年度に新たに接種対象となる
 方には、3月末に個別通知を発送予
 定です。

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3363



すくすく親子健康相談

日 3月27日(火) 午前9時30分～11時
 所 保健センター 人 就学前の子とその
 保護者 物 母子健康手帳 申 予約の必要
 はありませんので、当日直接会場へお
 越しください。

問 子育て支援課母子保健班 ☎ (内線) 3365

ヘルスあつぷ相談

保健師・栄養士・看護師による健康相
 談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、
 尿検査など。

日 3月23日(金) 午後1時30分～2時30
 分 所 保健センター 人 町内在住の方 申
 予約の必要はありませんので、当日直
 接会場へお越しください。

問 健康長寿課健康づくり班 ☎ (内線) 3339・3340

県厚木保健福祉事務所からの お知らせ

厚木保健福祉事務所を会場に、健
 康・福祉に関する相談、検査などを実
 施しています。事前に電話で予約してく
 ださい。

問 申 厚木保健福祉事務所 ☎ 224-1111

●専門医による精神保健および認知症 相談

心の病気の治療や再発予防、認知症
 についての相談。アルコール・薬物・シン
 ナーなどの依存症の相談も行います。

日 3月5日(月)・9日(金)・21日(水) 午後1
 時30分～4時

●栄養専門相談

病気の方などの食事相談を行います。

日 3月13日(火)・27日(火) 午前9時30分
 ～午後4時

●歯ぐき検診

40歳未満の方および妊婦の方

日 3月27日(火) 午後1時30分～2時

●エイズ無料検査

日 3月8日(木)・15日(木) 午後1時15分～

みんなのサポセン

あいかわ町民活動サポートセンター



おはなしなごなご

～おはなしの世界と豊かな心を届けます～

「おはなしなごなご」は小・中学生を対象に、主に学校の朝読書や放課後児童クラブで世界各国のお話の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどの公演をしています。これを通して子どもと文学の出会いの場を広げ、想像力や情操豊かな心を育てるとともに、心の触れ合いを目的に活動しています。現在メンバーは9人。質の良いものを子どもたちに届け、昔話や絵本を楽しんでもらおうと、2001年にこどもゆめ基金助成金の交付を受け、誰でも参加できる「おはなし講習会」を開催しました。それ以降毎月第2水曜日に定例会と練習、第4水曜日には講師の方を迎えて勉強会を開催しています。

「本を使わない読み聞かせは覚えるのも一苦勞。何度もやめようか迷いましたが、すらすら語ることができたときの喜びや、最初は下を向いていた子どもたちが真剣に私たちの話を聞き、笑顔になってくれることがとてもうれしくて、この活動が今では生活の軸となっています」とメンバーの渋井さん

は語ります。

今後も誰もが気軽に参加できる講習会を開催し、同じ目的を持つボランティア団体などと一緒に勉強できる場や、情報を共有できる環境づくりを目指しています。

随時メンバーを募集しています。皆さんも子どもたちにお話の世界を届けてみませんか。

☎ おはなしなごなご 小関 ☎ 285-5282

今後の予定

◆中津公民館まつり おはなし会

日 3月3日(土) 午前11時5分～25分

所 レディースプラザ プレイルーム

◆あいかわ公園 おはなし会

日 3月3日(土) 午後1時30分～

所 県立あいかわ公園パークセンター

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

4月1日からスタートする「みんなで守る環境美化のまち条例」。守るべきことの一つは、何の適正管理でしょうか。次の中から選んでください。

- ①飼犬 ②文化財 ③花壇

応募方法 ◆町内在住の方で、1人1通に限ります。答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、本誌のご感想(必ずお書きください)を記入の上、お送りください。

締め切り日 ◆3月8日(木) (郵送の場合当日消印有効)

あて先 ◆

はがきの場合 〒243-0392 角田251-1

総務課広報広聴班

ファクスの場合..... 286-5021

電子メールの場合... e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp

正解と当選者は4月1日号でお知らせします。

2月号の答えと当選者(敬称略)

■正解: ③ 3月15日

■当選者: 佐竹香織・井上美奈子・小倉和子

統計調査の功績をたたえ 統計登録調査員表彰

2月4日に開催された神奈川県統計大会で、長年にわたり本町の統計登録調査員として各種統計調査に携わり、その功績が認められた次の4人の方が表彰されました。(敬称略)

総務大臣表彰◆関根美千子(角田)

神奈川県知事表彰◆松本和美(春日台)、小田島正子(春日台)、内藤俊子(半原)



前列左から関根さん、小田島さん、後列左から内藤さん、松本さん

中学2年生が職場体験

1月18日から20日までの3日間にわたり、120を超える事業所のご協力をいただき、町内の中学2年生396人が職場体験を行いました。

参加した生徒は、「あいさつの大切さをあらためて感じました」「つらい仕事もコミュニケーションをとることで楽しくがんばれるものだと分かりました」「この経験をこれからの学校生活に生かしたい」と話すなど、有意義な職場体験となったようでした。

ご協力くださった事業所の皆さん、温かく見守ってくださった町民皆さん、ありがとうございました。

愛川中



標本の整理(郷土資料館)

未来の自分を考える 十四歳立志式



2月3日、中学2年生を対象に「十四歳立志式」を開催しました。かつての“元服”にちなんだ立志式は、成人になるまでの準備期間として、これからの生き方を考えてもらおうと行われるもので、44回目を迎える伝統行事です。

会場の文化会館には、3中学校の生徒が一堂に出席。「わたしたちの誓い」として、未来への思い、両親・友人・先生への感謝の気持ちなどを発表し合い、思いを託した合唱などを披露しました。

愛川東中



お客さまを迎える準備(大進館)

愛川中原中



調理の手順を学ぶ(ケンタッキーフライドチキン)



※役場で職場体験をした、山根拓海君(愛川東中)が取材・写真撮影をしました。

人口	42,912 (△9)
男	22,333 (18)
女	20,579 (△27)
世帯	17,590 (3)

3月

あいかわカレンダー

1 (木)	議会本会議(1日目) 4カ月児健康診査	消費生活相談	
2 (金)	議会本会議(2日目)	法律相談	
3 (土)			
4 (日)	当番医:石井医院		
5 (月)	議会本会議(3日目) 消費生活相談		
6 (火)			
7 (水)			
8 (木)	議会本会議(4日目) ハローワーク就労相談会	行政書士相談 10カ月児健康診査	
9 (金)	人権・行政こまりごと相談	1歳6カ月児健康診査	
10 (土)			
11 (日)	当番医:さくらクリニック		
12 (月)	議会本会議(5日目)	消費生活相談	
13 (火)	3歳6カ月児健康診査		
14 (水)	司法書士法律相談		
15 (木)	法律相談	消費生活相談	もぐもぐ赤ちゃんセミナー
16 (金)			
17 (土)			
18 (日)	当番医:愛川北部病院		
19 (月)	消費生活相談		
20 (火)	当番医:関根医院		
21 (水)	多重債務相談		
22 (木)	不動産相談 2歳児歯科検診	消費生活相談	むしばいばい教室
23 (金)	ヘルスあっぷ相談		
24 (土)	休日納税・相談窓口		
25 (日)	住民課特別休日窓口 当番医:愛川北部病院	休日納税・相談窓口	
26 (月)	消費生活相談		
27 (火)	すくすく親子健康相談		
28 (水)	議会本会議(6日目)	八菅神社春の例大祭	交通事故相談
29 (木)	消費生活相談		
30 (金)			
31 (土)	住民課特別休日窓口		

八菅神社の春の例大祭 3月28日(水)



「あいかわ景勝10選」の一つ、八菅山と八菅神社。八菅山はかつての山岳信仰の聖地で、八菅神社は修験者たちが集う道場として栄えてきました。

山伏装束の人たちが燃え盛る火の中を歩く火渡りは、1年の無病息災を祈る伝統行事です。見学者も火渡り体験ができますので、ぜひご参加ください。

- ・ 午前10時から 少年剣道大会
- ・ 正午から 火渡り

問 商工観光課観光振興班 ☎(内線) 3523



今月の日曜・祝日当番医

診療時間	◆ 午前9時～11時30分、午後2時～4時30分	
4日	石井医院	☎281-2105
11日	さくらクリニック	☎284-1002
18日	愛川北部病院	☎284-2121
20日	関根医院	☎286-5431
25日	愛川北部病院	☎284-2121
その他の休日	厚木市休日夜間急患診療所(メジカルセンター)	☎297-5199

※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。

広報あいかわは、録音ボランティアグループ「かえでの会」のご協力により、視覚障害者用に音声テープ化されています。ご希望の方は、社会福祉協議会にご連絡ください。☎(内線) 3792